

○障害者虐待への適切な対応要領

平成 24 年 9 月 21 日

生 企 第 6 9 1 0 号

警 察 本 部 長

障害者虐待への適切な対応要領について（通達）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）の施行に伴い、同法に基づく警察署長に対する援助要請等について、その適切な対応を図るため、別添のとおり対応要領を制定し、平成 24 年 10 月 1 日から実施することとしたので、障害者虐待事案を認知した場合及び市町村からの援助要請を受けた場合は、的確に対処されたい。

別添

障害者虐待への適切な対応要領

第1 趣旨

この要領は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」という。）に基づき、障害者虐待事案を認知した場合の市町村への通報及び警察署長に対する援助要請等があった場合の対応に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第3 対応の基本

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であることに鑑み、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益を擁護することを目的として法が制定されたことを踏まえて、警察で障害者虐待事案を認知した際の通報及び市町村長からの警察署長への援助要請に適切に対応することを基本とする。

第4 障害者虐待認知時における対応

1 警察業務を通じての障害者虐待認知時の市町村への通報

警察職員は、警察安全相談、障害者を被害者とする事案等の捜査、急訴事案、保護等の各種警察活動を通じ、障害者虐待事案を認知した場合は、速やかに、管轄警察署長を経て市町村に通報すること。

2 障害者虐待通報対象事案

原則として、警察が認知した障害者虐待事案のうち、児童虐待事案又は高齢者虐待事案に該当しない全ての事案を通報対象とする。この場合において、次に掲げる場合も通報対象となるので、留意すること。

なお、被害者が18歳未満である事案については児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく通告を、65歳以上である事案については高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づく通報を行うこととする。

(1) 被害者が法に規定する「障害者」に該当するかどうか判断できない場合

警察において、被害者が法に規定する「障害者」であるかどうかの判断をすることは困難であるため、被害者の外見及び言動、関係者からの聴取内容等から、警察官が障害者であると判断した場合は、通報すること。この場合において、被害者に自身を障害者であるとの認識がないときも同様とする。

(2) 虐待行為があったことの明確な裏付けができない場合

通報は、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について行うものであることから、虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、関係者の申出内容等から判断して、障害者虐待が行われた可能性がある事案は、通報すること。

なお、障害の特性から、被害者に虐待を受けているとの認識がない場合があるので、被害者からの事情聴取結果のみにより、虐待がないと即断しないこと。

(3) 加害者が養護者、障害者福祉施設従事者等又は使用者に該当するか判明しない場合

ア 加害者を特定していても、当該加害者が養護者に当たるかどうかの判断が困難な場合において、加害者が被害障害者と同居しているときは、障害者虐待事案とみなして市町村に通報すること。

また、加害者が親族であるときは、当該加害者が養護者に当たらないときも、障害者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から、通報の対象とすること。

イ 加害者が障害者福祉施設従事者等又は使用者に当たるかどうかの判断が困難な場合には、当該加害者が障害者福祉施設従事者等又は使用者に当たる可能性があると判断できれば、前記アと同様に通報の対象とすること。

(4) 障害に起因する被害妄想が疑われる事案

障害者から、虐待を受けているとの申出があった場合は、精神的な障害に起因する被害妄想が疑われるときであっても、市町村において福祉的な観点から必要な対応を行うことがあるから、通報すること。

(5) 配偶者からの暴力事案に該当する場合

虐待行為が障害者の配偶者による場合は、障害者虐待事案として市町村に通報するとともに、配偶者からの暴力相談等対応票（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律関係事務取扱要領（平成13年埼例規第102号・生安）別記様式第1号）の作成等配偶者からの暴力事案としての対応を行うこと。

なお、被害者の保護が必要な場合において、市町村又は埼玉県配偶者暴力相談支援センター（婦人相談センター）のいずれに引き継ぐかは、障害の程度を踏まえて、事案に応じて判断すること。

3 通報及び措置状況の把握

(1) 通報要領

警察署で認知した障害者虐待事案については生活安全課に集約し、生活安全課から市町村に対し、埼玉県警察情報管理システムによる人身安全関連事案管理業務実施要領（令和3年人対第249号）に規定する人身安全関連事案管理業務により登録することで作成される障害者虐待事案通報票（別記様式1）により通報するものとする。ただし、急を要する場合は、電話により通報することができる。

なお、通報時に詳細が判明していない事項については、障害者虐待事案通報票に「不詳」と記載して通報すること。

(2) 通報後の措置状況

警察で通報した事案については、市町村における措置結果を連絡するよう依頼し、通報後1か月を経過しても市町村から措置結果の連絡がない場合は、市町村に対し状況を確認すること。

4 通報以外の措置

(1) 積極的な事件化及び被害者の保護

事件化の可否及び要否並びに事案の緊急性及び重大性を迅速に判断した上で、事件化すべき事案については、関係機関の告発等を待つことなく、可能な限り速やかに必要な捜査を行い、捜査を契機として、障害者を救出保護すること。

(2) 加害者への指導警告

刑罰法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導、警告するなど、警察として必要な措置を講じること。

第5 警察署長に対する援助依頼への対応

1 援助

市町村長は、障害者の住所又は居所への立入調査に際し、必要があると認めるときは警察署長の援助を求めることができることが法第12条第1項に規定されている。

ここでいう、警察署長の行う援助とは、市町村長による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察が、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）等の法令により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。

したがって、警察官は、市町村長の権限行使の補助者ではないことから、調査業務そのものの補助を行わないこと。

2 援助の要件

警察が援助を行うこととされているのは、法第 12 条第 3 項により障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときであるので、援助の依頼があった場合は、市町村が行う法第 9 条第 1 項に規定する事実確認のための措置等の状況を確認し、その内容によって援助を行うか否かを判断すること。

なお、援助依頼を受理したが、援助を行わないものとした場合は、その理由、経緯等について記録化しておくこと。

3 援助の手続

援助依頼の受理に当たっては、緊急の場合を除き、市町村長から、障害者虐待事案に係る援助依頼書（別記様式 2）の提出を求めた上で、速やかに市町村長と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討した上で、事案に応じた適切な援助に努めること。

なお、事前協議の窓口は生活安全課において行うこととするが、実際の援助を行う要員については、必要に応じて他部門の協力を求めること。

第 6 報告

障害者虐待事案を認知した場合は、別に定めるところにより、生活安全部人身安全対策課長（以下「人身安全対策課長」という。）及び刑事部捜査第一課長を経て即報すること。

また、障害者虐待事案に係る市町村からの援助要請に基づき援助要請があった場合は、援助の実施の有無にかかわらず、障害者虐待事案の援助要請実施結果報告書（別記様式 3）により、人身安全対策課長を経て報告すること。

第 7 留意事項

1 関係部門との連携

障害者虐待事案への対応に当たっては、部門間の相互の連携を図り、適切に対応すること。

2 関係機関との連携

(1) 関係機関との連携強化

市町村をはじめ、都道府県関係部局、障害者団体等関係機関団体、民生委員等との連携を強化し、被害者の立場での確な措置が講じられるようにすること。

なお、地方公共団体においては、障害者虐待防止のための関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないこととされていることから、地方公共団体から警察に対して連絡会議等への参加依頼がなされた場合は、積極的に応じること。

(2) 連絡体制の確保等

夜間、休日においても、障害者虐待事案に係る市町村への通報の必要が生じることから、夜間、休日における市町村との連絡体制を確保しておくこと。

また、被害者が保護されている場所までの市町村職員の派遣及び搬送に係る要領についても、協議しておくこと。

3 指導教養の徹底

人身安全対策課長及び警察署長は、警察における障害者虐待事案への適切な対応を推進するため、法の内容等についてあらゆる機会を活用して警察職員に指導教養を行うこと。

実施日

この通達は、平成 24 年 10 月 1 日から実施する。

実施日（平成 25 年 12 月 13 日生企第 9402 号）

この通達は、平成 26 年 1 月 3 日から実施する。

実施日（平成 26 年 2 月 17 日生企第 1239 号）

この通達は、平成 26 年 2 月 17 日から実施する。

実施日（平成 26 年 3 月 20 日務第 741 号）

この通達は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（平成 30 年 3 月 28 日務第 792 号）

この通達は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 3 年 3 月 31 日人対第 255 号）

この通達は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 5 年 2 月 1 日人対第 93 号）

この通達は、令和 5 年 2 月 2 日から実施する。

別記様式2 (第5関係)

第 _____ 年 _____ 月 _____ 日 号			
障害者虐待事案に係る援助依頼書			
警察署長 殿			
市(町、村)長			
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり援助を依頼します。			
依頼事項	日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
	場所		
	支援方法	<input type="checkbox"/> 調査の立会い <input type="checkbox"/> 周辺での待機 <input type="checkbox"/> その他 ()	
障害者	障害の内容		
	(ふりがな) 氏名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日 (歳)	
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()	
	電話番号	() - 番	
	職業等		
養護者等	(ふりがな) 氏名	<input type="checkbox"/> 男 ・ <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日 (歳)	
	住所	<input type="checkbox"/> 上記援助依頼場所に同じ <input type="checkbox"/> その他 ()	
	電話番号	() - 番	
	職業等		
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
	虐待の内容		
障害者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由			
警察の援助を必要とする理由			
担当者・連絡先	所属・役職		氏名
	電話番号	() - 番	内線 携帯番号

別記様式3（第6関係）

障害者虐待事案の援助要請実施結果報告書

警察署

援助要請市町村等				
援助要請受理年月日時		年 月 日 時 分		
事 案 の 概 要	被 害 者	障害の内容		
		住 所 氏 名 年 月 日 (歳) 男・女		
	加 害 者	被害者との関係		
住 所 氏 名 年 月 日 (歳) 男・女				
	虐待の状況			
援助に係る職務執行の種別		種別	<input type="checkbox"/> 第11条第1項の規定による立入り及び調査又は質問 <input type="checkbox"/> その他 ()	
援助要請の内容		別添援助要請書のとおり		
事前協議日時				
援助実施の有無及びその理由				
援 助 の 実 施	日 時			
	体 制 (係・人員)	係 人員	市町村の 体 制	
	具 体 的 内 容			
	結 果			
参 考 事 項				